

## 日程第 2 議案第 1 号

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則の一部を改正する規則

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則（平成 17 年教育委員会規則 4 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条から第 9 条までを削り、第 10 条を第 5 条とする。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 議案第 1 号 参考資料

熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則の一部を改正する規則案新旧対照表  
 熊谷市教育委員会事務局設置及び処務規則（平成 17 年教育委員会規則第 4 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行								
	（ <u>服 務</u> ）								
	第 5 条 <u>事務局の職員の服務</u> については、 <u>熊谷市職員服務規程（平成 17 年訓令第 38 号）の例による。</u>								
	（ <u>倫 理</u> ）								
	第 6 条 <u>事務局の職員の倫理</u> については、 <u>熊谷市職員倫理規程（令和 3 年訓令第 8 号）の例による。</u>								
	（ <u>公 文 書</u> ）								
	第 7 条 <u>事務局の公文書</u> については、 <u>熊谷市公文例規程（平成 17 年訓令第 11 号）の例による。</u>								
	（ <u>文書記号</u> ）								
	第 8 条 <u>課の文書記号</u> は、 <u>次のとおりとする。</u>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 名</th> <th style="text-align: center;">記 号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>教育総務課</u></td> <td><u>教総</u></td> </tr> <tr> <td><u>学校教育課</u></td> <td><u>教学</u></td> </tr> <tr> <td><u>社会教育課</u></td> <td><u>教社</u></td> </tr> </tbody> </table>	課 名	記 号	<u>教育総務課</u>	<u>教総</u>	<u>学校教育課</u>	<u>教学</u>	<u>社会教育課</u>	<u>教社</u>
課 名	記 号								
<u>教育総務課</u>	<u>教総</u>								
<u>学校教育課</u>	<u>教学</u>								
<u>社会教育課</u>	<u>教社</u>								
	（ <u>文書の管理</u> ）								
	第 9 条 <u>事務局の文書の管理</u> については、 <u>熊谷市文書管理規程（平成 17 年訓令第 9 号）の例による。</u>								
（その他）	（その他）								
第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。	第 10 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。								

## 日程第 2 議案第 2 号

熊谷市教育委員会職員服務規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、熊谷市教育委員会の職員（以下「教育委員会職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。

(服務)

第 2 条 教育委員会職員の服務に関しては、熊谷市職員服務規程（平成 17 年訓令第 38 号）の例による。

(その他)

第 3 条 この訓令に定めるもののほか、教育委員会職員の服務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 日程第 2 議案第 3 号

熊谷市教育委員会職員倫理規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、熊谷市教育委員会の職員（以下「教育委員会職員」という。）の倫理に関し必要な事項を定めるものとする。

(倫理)

第 2 条 教育委員会職員の倫理に関しては、熊谷市職員倫理規程（令和 3 年訓令第 8 号）の例による。

(その他)

第 3 条 この訓令に定めるもののほか、教育委員会職員の倫理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 日程第 2 議案第 4 号

### 熊谷市教育委員会文書取扱規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、熊谷市教育委員会（以下「委員会」という。）における文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の取扱い)

第 2 条 委員会における文書の取扱いについては、別に定めるもののほか、次に掲げる市長部局の訓令の例による。

- (1) 熊谷市文書管理規程（平成 17 年訓令第 9 号）
- (2) 合議の方法について（平成 17 年訓令第 10 号）
- (3) 熊谷市公文例規程（平成 17 年訓令第 11 号）
- (4) 熊谷市例規文書作成規程（平成 17 年訓令第 13 号）
- (5) 熊谷市公用文作成要領（平成 17 年訓令第 14 号）

(課別記号)

第 3 条 前条の規定によりその例によることとされる熊谷市文書管理規程第 22 条第 1 項第 2 号に規定する課別記号は、別表のとおりとする。

(その他)

第 4 条 この訓令に定めるもののほか、文書の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

所属名	課別記号
教育総務課	教総
学校教育課	教学
教育研究所	教研
社会教育課	教社

中央公民館	中公
妻沼中央公民館	妻中公
文化会館	文文
熊谷図書館	熊図
プラネタリウム館	文プ
熊谷学校給食センター	教熊給
江南学校給食センター	教江給

## 日程第 2 議案第 5 号

熊谷市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

熊谷市立小・中学校職員服務規程（平成 17 年教育委員会訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 22 条の 8 中「様式第 20 号の 8」を「様式第 20 号の 10」に改め、同条を第 22 条の 10 とする。

第 22 条の 7 中「様式第 20 号の 7」を「様式第 20 号の 9」に改め、同条を第 22 条の 9 とする。

第 22 条の 6 第 1 項中「様式第 20 号の 6」を「様式第 20 号の 8」に改め、同条を第 22 条の 8 とする。

第 22 条の 5 第 1 項中「様式第 20 号の 5」を「様式第 20 号の 7」に改め、同条を第 22 条の 7 とする。

第 22 条の 4 の次に次の 2 条を加える。

（高齢者部分休業の承認申請）

第 22 条の 5 職員は、地方公務員法第 26 条の 3 第 1 項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書（様式第 20 号の 5）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業の変更承認等申請）

第 22 条の 6 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ高齢者部分休業変更承認等申請書（様式第 20 の 6）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

様式第20号の8中「(第22条の8関係)」を「(第22条の10関係)」に改め、同様式を様式第20号の10とする。

様式第20号の7中「(第22条の7関係)」を「(第22条の9関係)」に改め、同様式を様式第20号の9とする。

様式第20号の6中「(第22条の6関係)」を「(第22条の8関係)」に改め、同様式を様式第20号の8とする。

様式第20号の5中「(第22条の5関係)」を「(第22条の7関係)」に改め、同様式を様式第20号の7とする。

様式第20号の4の次に次の2様式を加える。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この訓令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これに所要の調整をして使用することができる。



（表）

高齢者部分休業承認申請書

年 月 日

熊谷市教育委員会 宛

学校名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。

1 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳 )
3 申請理由	

（注）

- 「2 休業時間（1週間当たり）」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。
- 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請することができる。

高齢者部分休業変更承認等申請書

年 月 日

熊谷市教育委員会 宛

学校名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり高齢者部分休業の（変更・取消し）の承認を申請します。

1 変更・取消の理由	
2 変更後の期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳 _____ )

(注) 「3 変更後の休業時間 (1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

(裏)

受理				高齢者部分休業の承認の 請求を取り消す時間			時間数	備考
決裁 権者				月日	午前	午後		
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
				・	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 受理欄の職名等は、適宜変更又は増減できること。

## 日程第 2 議案第 6 号

熊谷市障害児就学支援委員会規則の一部を改正する規則

熊谷市障害児就学支援委員会規則（平成 17 年教育委員会規則 18 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊谷市就学支援委員会規則

第 1 条中「熊谷市障害児就学支援委員会」を「熊谷市就学支援委員会」に改める。

第 3 条第 1 項中「15 人」を「20 人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に熊谷市障害児就学支援委員会の委員又は専門委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に、改正後の第 4 条第 1 項の規定により熊谷市就学支援委員会の委員として委嘱され、若しくは任命され、又は第 5 条第 1 項の規定により同委員会の専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、若しくは任命されたものとみなされる委員又は任命されたものとみなされる専門委員の任期は、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、その者の熊谷市障害児就学支援委員会の委員又は専門委員としての残任期間と同一の期間とする。

## 議案第6号 参考資料

熊谷市障害児就学支援委員会規則の一部を改正する規則案新旧  
対照表

熊谷市障害児就学支援委員会規則（平成17年教育委員会規則  
第18号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>熊谷市就学支援委員会規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 障害のある幼児、児童及び生徒 に対し適正な就学に係る教育的支援を 行うため、<u>熊谷市就学支援委員会</u>（以 下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>20人</u>以内をも って組織する。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;"><u>熊谷市障害児就学支援委員会規則</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 障害のある幼児、児童及び生徒 に対し適正な就学に係る教育的支援を 行うため、<u>熊谷市障害児就学支援委員 会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、委員<u>15人</u>以内をも って組織する。</p> <p>2 （略）</p>